

事前登録の対象となる車両及び提出書類 概要

●事前登録対象車両

➤トラック（EV,PHV,FCVに限る。）

車両総重量 2.5ト超の車両（事業用、自家用ともに補助対象）

車両総重量 2.5ト以下の車両（事業用のみ補助対象）

※自家用の車両総重量 2.5ト以下の車両は経済産業省CEV補助金で導入支援。

※タクシーについては、今回の事前車両登録は原則不要。

ただし、タクシー専用車両がある場合は事前登録可。

※トラックにはバンタイプ等を含む。

●提出書類

【別添 2】様式 1～3 について必要事項を記入の上、別紙として必要書類を提出。

詳細は「導入対象車両事前登録のための報告時提出書類」参照。

導入対象車両事前登録のための報告時提出書類

1. 提出書類	2. 記載内容に係る要件
①様式第1	代表者確認（押印不要）を行うため、報告に係る責任者等の情報を記載すること。車両生産または販売管理に係る権限を有する役員がある場合は、当該役員の職・氏名の記載した組織図を添付すること。
②様式第2	（1）車両価格については、標準的な車両（EV・PHV・FCV）における価格とし、架装物その他の動力構造以外の仕様（パワートレインを改造して製造した車両）における標準的な仕様に係る定価又は基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。 （2）標準車両価格との差額は、対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジンのパワートレインを改造して製造した車両である場合は、上記（1）により算出される差額とする。
③様式第3（対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジンのパワートレインを改造して製造した車両である場合に限る。）	（1）改造前車両調達費が複数ある場合、本様式を複数作成して報告すること。 （2）パワートレインの改造に係る購入部品、製品（モーター、バッテリー等）は当該部品等販売会社の見積書又は領収書を添付すること。
④対象車両の図面等構造が分かる資料（動力構造（パワートレイン）を示すもの。）（架装物その他の仕様について標準的な仕様とみなす理由を示すカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。）	（1）対象車両の動力構造（パワートレイン）はEV・PHV・FCVのいずれかに該当していること。EVにあってはエンジンが付帯されていないものであること。（PHVを除く。） （2）対象車両の架装物その他の仕様については標準的な仕様（生産台数が最も多く見込まれること、又は販売実績が最多販売帯にある仕様であること等により代表的なタイプと見なせるもの）
⑤対象車両の標準的な仕様及び、標準的な仕様における標準価格を示す資料（ただしディーゼルまたはガソリンエンジンのパワートレインを改造して環境配慮型先進車となった場合を除く。）	カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料とする。なお、様式第2の「車両に搭載された電費向上や防災に資する各種機能」については標準装備される機能のみを対象とし、カタログや公表資料等でその効能が説明されているものに限る。
⑥対象車両の販売計画を示す資料	今後3年以上の継続した生産及び販売の計画があり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。
⑦標準車両の基本仕様が分かる資料（製造事業者名、型式、名称、車両総重量、最大積載量、乗車定員を含む。）	
⑧標準車両の図面等構造が分かる資料（架装物その他の仕様について選定理由を記したカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。）	架装物その他の仕様については本表③において標準的な仕様と認めたものと同じか代替可能なタイプであること。
⑨標準車両の価格を示す資料（カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料。）	架装物その他の動力構造以外の仕様が本表⑥における仕様に係る定価もしくは基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。
⑩対象車両の不具合等に対して修理を行う体制が整備されている資料。（修理用の部品が入手可能であること。）	当該部門を記載した組織図を添付すること。